

議案第30号

大田原市自家用有償バス的那須塩原市区域内運行に関する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定により、協議することについて議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議書

大田原市（以下「甲」という。）が公共交通の確保と地域住民の利便性の向上を図るため、大田原市自家用有償バスを那須塩原市区域内において運行させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、次のとおり那須塩原市（以下「乙」という。）と協議する。

（運行路線及び乗降所の設置）

第1条 甲は、大田原市自家用有償バス設置条例（平成4年大田原市条例第19号。以下「大田原市条例」という。）に規定する自家用有償バス（以下「バス」という。）を乙の区域の一部において運行するに当たり、乙の区域内に次のとおり運行路線及び乗降所を設置する。

1 那須塩原市区域内の運行路線及び距離

名 称	区 間	距 離
金田方面循環線	主要地方道大田原芦野線（大田原市羽田1186番地19先）～那須脳神経外科病院	1.6km

2 那須塩原市区域内の乗降所に設置するバス停標識の位置等

既存・新規（設置者）	バス停標識の名称	乗 降 所 の 位 置
既存（那須塩原市）	那須脳神経外科病院	那須塩原市野間453番地14

（バスの運行路線名等）

第2条 バスの運行路線名、起点、終点及び運行距離は、次のとおりとする。

路 線 名	起 点	終 点	運 行 距 離
金田方面循環線	大田原市役所	大田原市役所	39.2km

2 バスの運行日は、大田原市条例の定めるところによる休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く全日とする。

3 バス利用者の使用料は、大田原市条例の定めるところによる。

（事務所）

第3条 バスの事務所は、大田原市本町1丁目4番1号大田原市役所とする。

（運行等に要する経費）

第4条 第1条及び第2条に定めるバスの運行に要する経費は、甲が負担する。ただし、乗降所に設置するバス停標識の管理については設置者が行うものとする。

（運行開始日）

第5条 バスの運行開始は、令和4年4月1日とする。

（運行路線の廃止等）

第6条 この協議書に基づく路線を廃止し、又は変更しようとするときは、甲は乙の意見を聴取のうえ決定するものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協議書に定めるもののほか、細部の疑義については、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

この協議を証するため、協議書を2通作成し、甲、乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大田原市本町1丁目4番1号
大田原市
大田原市長 津久井 富雄

乙 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市
那須塩原市長 渡辺 美知太郎